



















北斗さけ・いわし定第38号	北斗市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・いわし定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	北斗さけ・いわし定第40号
木さけ・かれい定第1号	上磯郡木古内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	木さけ・かれい定第1号
木さけ・かれい定第2号	上磯郡木古内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	木さけ・かれい定第3号
木さけ・かれい定第3号	上磯郡木古内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	木さけ・かれい定第5号
知さけ・かれい定第1号	上磯郡知内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	知さけ・かれい定第3号
知さけ・かれい定第2号	上磯郡知内町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	知さけ・かれい定第4号
福さけ・かれい定第1号	松前郡福島町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	福さけ・かれい定第2号
福さけ・かれい定第2号	松前郡福島町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ・かれい定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	福さけ・かれい定第4号
松ほっけ・かれい・さけ定第1号	松前郡松前町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・かれい・さけ定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	松ほっけ・かれい・さけ定第1号
松さけ定第1号	松前郡松前町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月25日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月21日から12月25日までの間において、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	松さけ定第1号
松ほっけ・かれい・さけ定第2号	松前郡松前町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ほっけ・かれい・さけ定置漁業	9月1日から12月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。	松ほっけ・かれい・さけ定第2号